光市個人情報保護法施行条例をここに公布する。

　　令和４年１２月２８日

光市長　市　川　　　熙

光市条例第２２号

　　　光市個人情報保護法施行条例

　（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

２　この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

　（手数料等）

第３条　法第８９条第２項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

２　保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、保有特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をその内容に含む保有個人情報をいう。）が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付に必要な費用を減額し、又は免除することができる。

　（開示決定等の期限）

第４条　開示決定等は、開示請求があった日から１４日以内にしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

　（開示決定等の期限の特例）

第５条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から４４日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

　(１)　この条の規定を適用する旨及びその理由

　(２)　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

　（訂正決定等の期限）

第６条　訂正決定等は、訂正請求があった日から１４日以内にしなければならない。ただし、法第９１条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

　（訂正決定等の期限の特例）

第７条　実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

　(１)　この条の規定を適用する旨及びその理由

　(２)　訂正決定等をする期限

　（利用停止決定等の期限）

第８条　利用停止決定等は、利用停止請求があった日から１４日以内にしなければならない。ただし、法第９９条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

　（利用停止決定等の期限の特例）

第９条　実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

　(１)　この条の規定を適用する旨及びその理由

　(２)　利用停止決定等をする期限

　（審査会への諮問）

第１０条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、光市個人情報保護審査会条例（令和４年光市条例第２３号）第１条に規定する光市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

　(１)　この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

　(２)　法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

　(３)　前２号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

　（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則

　（施行期日）

第１条　この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

　（光市個人情報保護条例の廃止）

第２条　光市個人情報保護条例（平成１６年光市条例第１２号）は、廃止する。

　（経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の光市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第１２条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

　(１)　この条例の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

　(２)　この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

　(３)　この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第１３条、第１４条、第１５条又は第１６条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の停止については、なお従前の例による。

３　施行日前に旧条例の規定により旧条例第２４条第１項の規定により市に置かれた同項に規定する光市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）された諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

４　この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第２４条第６項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

５　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第４号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

　(１)　この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

　(２)　第１項第２号に掲げる者

　(３)　第１項第３号に掲げる者

６　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第４条　附則第２条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

　（光市情報公開条例の一部改正）

第５条　光市情報公開条例（平成１６年光市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

　　第６条第２号中「光市個人情報保護条例（平成１６年光市条例第１２号）第２条第２号に規定する」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する生存する」に改める。